

学校いじめ防止基本方針

訓子府町立訓子府小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定、及び「北海道いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策に関する本校における基本的な考えを述べるものである。

1 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

判断にあたっては、次のことに留意する。

- (1) 状況を表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- (2) いじめられた児童の聞き取りに合わせて、周辺の状況等も客観的に確認する。
- (3) 必ず複数の教職員で対応し、特定の教職員の判断によらない。
- (4) いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- (5) 学校の内外を問わず、「一定の人間関係」にある場合を考慮する。
- (6) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害生に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- (7) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- (8) 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を本校学校いじめ対策組織で情報共有して対応する。
- (9) 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめの具体例

- (1) 仲間はずれや集団による無視
- (2) 意図的にぶつかる、叩く、蹴るなど
- (3) 遊ぶふりをしてぶつかったり、軽く叩いたり蹴ったりする
- (4) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句

- (5) 金品をたかる、盗む、壊す、隠す、捨てるなど
- (6) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (7) パソコンや携帯電話等による誹謗中傷やいやなことをされる

上記内容については、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築する。

2 基本方針

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、全ての児童が安心して生活できる学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や個人面談等を実施して、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに組織的な対応を行う。このため、平素からいじめへの対処の在り方について理解を深めておき、組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。

(4) 地域や家庭との連携

学校の基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、緊密な連携協力を図る。

(5) 関係機関との連携

いじめがあることが確認された場合、直ちに教育委員会に報告をし、連携して解決にあたる。にもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（児童相談所、法務局、警察）との適切な連携を図る。

3 いじめを未然に防止するための取組

(1) わかる授業づくり

- ・伝え合う力の育成を図る。
- ・他者を尊重し合い、意見を発表し合える場面設定を工夫する。
- ・自己決定の場の意図的な創出

(2) 学級集団づくり

- ・温かな人間関係の中で磨き合い、支え合い、認め合う学級作り
- ・対話による合意形成を大切にした学級作り
- ・それぞれの良さを認め励ます学級風土の醸成
- ・全員が安心して活動できる学習規律を確立する。
- ・自ら取り組む居場所づくり、絆づくりを進める。

(3) 児童会活動の充実

- ・委員会活動を自主的な運営とするように工夫する。
- ・学校行事を児童の主体的な運営にするよう工夫・改善に努める。
- ・児童同士が、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるよう指導を工夫する。

(4) 道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習活動にする。

- ・「いじめ」の本質や構造を発達段階に合わせて指導する。
- (5) 教職員の資質向上
 - ・児童理解に関する研修、いじめへの適切な対応の在り方に関する研修を実施する。
- (6) 問題行動への対応
 - ・児童を日常的に観察し、問題行動やいじめ、不登校等の早期発見に努める。
 - ・問題行動に対しては、生徒指導部が中心となり、問題を的確に把握・原因究明し、対策を検討する。
 - ・事実・事後の記録をとり、記録簿は係が保管して部外秘とする。
 - ・職員会議や職員朝会で報告し、全職員の理解と、指導および支援体制を確立する。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
- (2) いじめ調査の実施（年2回）
- (3) ノート・日記指導
- (4) 家庭訪問等を通しての保護者との連携
- (5) 職員会議や職員朝会での情報交流

5 発見したいじめに対する対応

- (1) 正確な実態把握
 - ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
 - ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
 - ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- (2) 積極的な認知、指導体制、方針決定
 - ・いじめを見逃すことがないように積極的な認知を行い組織的な対応をすることを原則とする。
 - ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。
- (3) 子どもへの指導・支援
 - ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせるとともに、いじめの背景に目を向け、人格の発達に配慮するなど教育的配慮のもと、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する目的で行う。
- (4) 保護者との連携
 - ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
 - ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- (5) いじめ発生後の対応
 - ・解消まで継続的に指導・支援を行う。
 - ・子どもの心のケア、保護者との連携に努める。
 - ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- (6) 組織で対応を検証し、改善点を反映させる。

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要である。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、訓子府町教育委員会、本校の対策組織の判断により長期の期間を設定するものとする。
- ・教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・その際は被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。
- ・教職員はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があることを自覚し行動すること。
- ・いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じ関係機関から外部の意見を含め総合的に判断すること。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

▶ 「生命、心身又は財産に重大な被害」例

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

▶ 「相当の期間」について

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 (「いじめ防止対策推進法」より)

8 「学校いじめ対策組織」

(1) 構成

校長 教頭 生徒指導担当 養護教諭 訓子府町教育専門員

(2) 役割

- ① いじめの相談・通報を受ける窓口
- ② いじめの問題への対応に必要な情報の収集と記録、共有
- ③ いじめに係る情報があった際の緊急会議開催や事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ④ 被害児童への支援内容や役割分担等を含む対処プランの策定
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく取組の企画と計画的な実施
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ⑦ 「学校いじめ対策組織」の周知

(3) 年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者との連携
4月	○いじめ防止基本方針についての共通理解 ○児童に関する情報交換 ○いじめアンケートの実施	○学級開き・学級ルールづくり ○行事等を通じた人間関係づくり 【遠足・運動会・その他】 ○全校仲良し会の取組	○いじめ対策についての説明・啓発 【学校だより・PTA 総会・学校面談・学級懇談】
5月			
6月			
7月	○児童に関する情報交換 ○生徒指導交流会	○行事等を通じた人間関係づくり 【全校給食・夏休みの取組】 ○全校仲良し会の取組	○保護者との情報交流 【学年参観日・懇談会】
8月			
9月			
10月	○児童に関する情報交換 ○いじめアンケートの実施	○行事等を通じた人間関係づくり 【総合的な学習・学芸会・クリスマス給食】 ○全校仲良し会の取組	○保護者との情報交流 【学年参観日・懇談会】 ○いじめ対策についての啓発 ○PTA 行事との連携
11月			
12月			
1月	○児童に関する情報交換 ○年度末反省・学級経営反省	○行事等を通じた人間関係づくり 【スキー学習・6送会 等】 ○全校仲良し会の取組	○保護者との情報交流 【学年参観日・懇談会】
2月			
3月			